

基本目標Ⅲ

生活基盤

暮らしの質を高めるまちづくり

3-1 土地利用

3-2 住宅・宅地

3-3 公共交通

3-4 道路

3-5 消防・防災

3-6 交通安全・生活安全

当該施策と関連の深いSDGs（持続可能な開発目標）



3-1 土地利用

現状と課題

- 土地は、限られた資源であるとともに、地域づくりの最も基本的な要素であることから、環境保全と民間事業者による土地利用の総合的な調整に努めながら、町の持続的な発展に資する、将来を見据えた土地利用を推進していく必要があります。
- 人口減少が続く本町にとって、移住・定住人口の維持・拡大を目指した積極的な土地利用が求められます。
- 土地の適正かつ有効な利用を促進するため、地籍調査に取り組んでいますが、調査面積が広大なため事業の進捗率が低く、完了までに長い年数を要することが懸念されており、大多喜町地籍調査事業計画に基づき早期完了が求められています。

【利用区分ごとの土地利用の推移】

区分／年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
田	12.36k㎡	12.31k㎡	12.26k㎡	12.14k㎡
畑	3.76k㎡	3.75k㎡	3.73k㎡	3.71k㎡
宅地	3.66k㎡	3.66k㎡	3.66k㎡	3.67k㎡
池沼	0.29k㎡	0.29k㎡	0.29k㎡	0.29k㎡
山林	44.26k㎡	44.26k㎡	44.26k㎡	44.32k㎡
原野	14.78k㎡	14.76k㎡	14.74k㎡	14.65k㎡
雑種地	6.06k㎡	6.08k㎡	6.11k㎡	6.15k㎡
その他	44.70k㎡	44.76k㎡	44.82k㎡	44.94k㎡
合計	129.87k㎡	129.87k㎡	129.87k㎡	129.87k㎡

【地籍調査進捗状況】

町面積①	129.87k㎡	
調査不要面積②	国山林	21.81k㎡
要調査面積③=①-②	108.06k㎡	
現地調査済面積④	26.22k㎡	
未調査面積⑤=③-④	81.84k㎡	

基本方針



- 環境保全に配慮しながら、町の持続的な発展に効果的な土地利用を推進します。
- 土地の適正かつ有効な利用を推進するため、地籍調査を計画的に推進します。

施策の体系

1 土地利用

- 1 有効な土地利用への誘導
- 2 地籍調査の推進

施策の内容

3-1-1 有効な土地利用への誘導

施策の方向	◆ 空き家・空き地バンク制度を広く周知し、遊休地の把握に努め、環境保全や各種法令に基づく規制を勘案しながら、効果的な土地利用を推進します。
主な事業	◇ 定住化対策事業

3-1-2 地籍調査の推進

施策の方向	◆ 大多喜町地籍調査事業計画に基づき、事業を計画的に推進します。
主な事業	◇ 地籍調査事業

成果指標

指標名	現状値	目標値
地籍現地調査済面積	26.22km ²	30.64km ²

関連計画

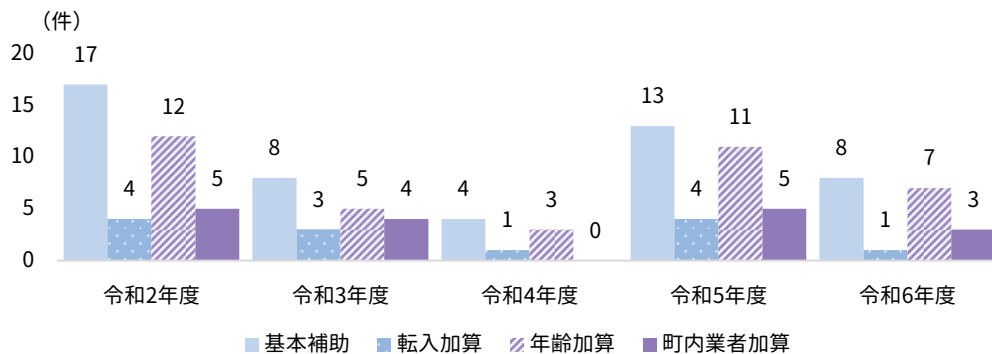
計画名	計画期間
大多喜町地籍調査事業計画	令和6年度～令和11年度

3-2 住宅・宅地

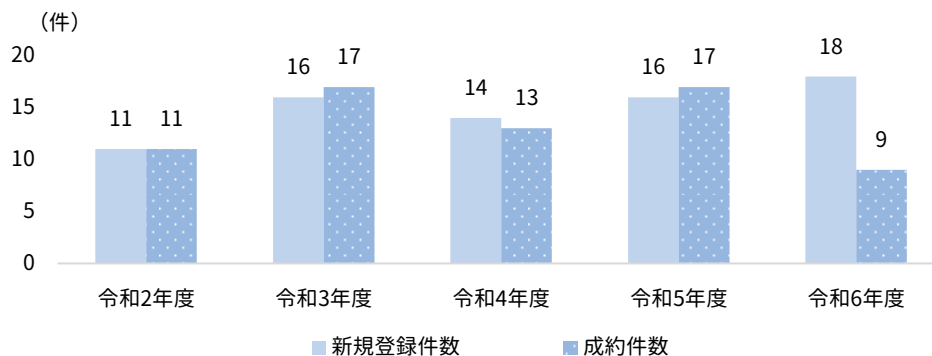
現状と課題

- 良質な住宅や宅地の確保は、町民の快適な暮らしの基盤となるとともに定住促進に資する重要な取組となっており、住民意識調査においても、定住促進のために注力すべきこととして「購入・賃借しやすい住宅や住宅地を整備する」という回答が上位となっています。
- 移住・定住の促進については、これまで行ってきた住宅建設や宅地取得に関する支援制度、空き家・空き地の活用や移住を含め本町での定着を推進する制度等をより一層強化するとともに、民間活力の導入による住宅・宅地の整備を図ることが求められます。
- 町営住宅では、適正な維持・管理に努め長寿命化を図ることが必要です。

【定住化対策住宅助成金利用件数の推移】



【空き家・空き地バンク登録件数・成約件数の推移】



基本方針



- 良好な住環境の創出・保全に努めることにより、移住・定住の促進を図ります。

施策の体系

2 住宅・宅地

- 1 住宅建設・リフォームに関する支援制度の利用促進
- 2 住環境拡充の推進
- 3 町営住宅の整備
- 4 空き家・空き地を活用した移住促進

施策の内容

3-2-1 住宅建設・リフォームに関する支援制度の利用促進

施策の方向	◆ 住宅の建設・改修や宅地の取得に関わる支援制度について、周知広報活動を行い、町民の転出抑制及び移住の促進を図ります。
主な事業	◇ 定住化対策住宅助成事業

3-2-2 住環境拡充の推進

施策の方向	<ul style="list-style-type: none">◆ 住環境の拡充を効果的かつ効率的に進めるため、若者の定住化に向けた住宅や宅地の整備を推進します。◆ 民間事業者が実施する分譲地について、事業者との協働による整備を講ずることにより町内の住宅地の確保に取り組みます。◆ 各種支援制度の周知や民間活力の活用により、未分譲地の販売促進を図ります。
主な事業	◇ 宅地造成事業

3-2-3 町営住宅の整備

施策の方向	◆ 町営住宅は、適正な維持・管理に努めるとともに適切な時期に修繕・改修をすることにより長寿命化を図ります。
主な事業	◇ 町営住宅管理事業

3-2-4 空き家・空き地を活用した移住促進

施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 今後も空き家は増加が予想されるため、所有者に空き家の適正管理を促すとともに空き家・空き地バンク制度の活用を働きかけます。 ◆ 移住希望者には、様々な広報媒体や移住相談イベント等を通じて空き家・空き地の物件情報を積極的に発信します。
主な事業	◇ 定住化対策事業

成果指標 /

指標名	現状値	目標値
定住化対策住宅助成金 (基本補助)の年間利用件数	10件／年 (5年間の平均)	20件／年 (5年間の平均)
住宅リフォーム奨励金の 年間利用件数	23件／年	25件／年
空き家・空き地バンクの 年間成約件数	9件／年	10件／年

3-3 公共交通

現状と課題

- 公共交通機関として、町内をいすみ鉄道と小湊鉄道が走っています。また、地域間を結ぶ路線バスが運行しているほか、高速バスが東京湾アクアライン経由で本町と東京を結んでいます。
- 町内の交通機関は、町民及び観光客の移動手段として活用されていますが、住民意識調査の結果をみると、本町の交通の便に対する住民の満足度は低い状況が続いているため、改善が求められます。
- 今後更なる少子高齢化の進行を見据え、各地域の状況やニーズに対応した交通体系を整備していくことが必要となっています。
- いすみ鉄道では、沿線の人口減少、自動車の普及並びに令和6年度に発生した事故による運休により、厳しい経営状況が予想されることから、更なる経営努力が求められるとともに、県及び夷隅地域2市1町と連携し、運行維持に係る支援を図っていく必要があります。
- 路線バスでは、運行地域の人口減少により、利用者の減少が続き採算の確保が厳しい状態にあるため、引き続き路線維持に向けた支援が求められます。
- デマンド型乗合交通では、交通不便地域における生活の足として重要な交通手段であるため、引き続き利用者のニーズに合った運行形態を模索し、運行を維持していく必要があります。
- 本町と東京を結んでいる高速バスの利便性を向上させ、移住・定住人口や関係人口、交流人口の増加につなげていくことが必要です。
- 機能拡張される成田空港へのアクセス向上による本町の地域経済活性化等の利点を活かせるよう持続可能な交通体系の整備検討が求められます。

基本方針



- 住民の利便性の向上及び移住・定住人口や関係人口、交流人口の増加を目的に、地域の実情に合わせた持続可能な交通体系の整備を図るとともに各種公共交通機関の運行を支援します。

施策の体系

3 公共交通

- 1 町内総合交通体系の整備
- 2 公共交通機関の維持・確保
- 3 高速バスの利便性の向上

施策の内容

3-3-1 町内総合交通体系の整備

施策の方向	<ul style="list-style-type: none">◆ 地域公共交通計画に基づき、限られた財源の中で、交通不便・空白地域の解消、町の実情及びニーズに即した効率的・効果的で持続可能な地域公共交通の確保を図ります。◆ 高齢者の運転免許証返納後も移動手段が確保されるよう公共交通機関の活用を推進します。
主な事業	◇ 地域公共交通対策事業

3-3-2 公共交通機関の維持・確保

施策の方向	<ul style="list-style-type: none">◆ 関係機関と連携しながら、公共交通機関を支援し、その維持に努めるとともに、少子高齢化や地域人口の減少を考慮し、地域の実情に応じた公共交通対策を実施します。
主な事業	<ul style="list-style-type: none">◇ いすみ鉄道対策事業◇ 地域公共交通対策事業

3-3-3 高速バスの利便性の向上

施策の方向	<ul style="list-style-type: none">◆ 首都圏中央連絡自動車道や東京湾アクアラインを経由する高速バスについて、利便性の向上を図り、通勤・通学のための利用や観光目的による利用を促進します。
主な事業	◇ 地域公共交通対策事業

／ 成果指標 ／

指標名	現状値	目標値
デマンド型乗合交通年間延べ利用者数	1,468人／年	2,000人／年
高速バス町内バス停年間利用者数	17,069人／年	19,000人／年

／ 関連計画 ／

計画名	計画期間
大多喜町地域公共交通計画	令和6年度～令和10年度

3-4 道路

現状と課題

- 町内の道路網は、国道2路線、県道8路線、町道524路線で構成されており、主な幹線道路は、富津市から君津市・養老溪谷を経ていすみ市に至る国道465号が東西軸を形成し、市原市から本町を經由して勝浦市に至る国道297号が南北軸を形成しています。
- 首都圏中央連絡自動車道が整備され、東京湾アクアラインを經由した神奈川県や東京都等への広域的道路ネットワークが向上しており、また、開通が予定される圏央道(大栄JCT～松尾横芝IC)により、成田空港との交通アクセスが更に強化されます。
- 道路網の効果を本町経済の活性化に活かすため、国道297号と国道465号の未供用バイパス部分の整備促進及び主要な県道の未改良部分の整備事業化に向けた要望等を、引き続き近隣自治体と連携し積極的に関係機関へ要請していく必要があります。
- 町道では、幹線道路との連携や安全性・利便性に配慮した整備計画に基づき、計画的に整備を進めることが求められます。
- 町内道路網の整備に取り組む際は、住民の状況やニーズを十分に考慮するとともに、道路インフラの老朽化に伴う維持修繕経費の増加に対しては、国庫補助金や地方債等、特定財源を確保することや効果的な工法を選定し、長寿命化を図る必要があります。

【規格改良済延長の推移】

年度	路線数	実延長	規格改良済延長	規格改良済
令和2年度	522路線	251,705m	147,812m	58.7%
令和3年度	522路線	251,697m	147,832m	58.7%
令和4年度	523路線	251,711m	148,315m	58.9%
令和5年度	523路線	251,711m	148,315m	58.9%
令和6年度	524路線	252,149m	148,380m	58.8%

基本方針



- 国・県道の整備促進について、関係自治体等との連携のもと、関係機関に対し積極的に要請します。
- 道路整備計画に基づき、安全で快適な道路網の計画的な整備を推進します。

施策の体系



- 1 国・県道の整備促進
- 2 道路整備計画の推進
- 3 重要構造物の適切な維持・管理
- 4 地域住民との協働による維持・管理

施策の内容

3-4-1 国・県道の整備促進

施策の方向	◆ 国・県道の未整備区間について、関係自治体と連携を取りながら、早期整備を関係機関に積極的に要請します。
-------	--

3-4-2 道路整備計画の推進

施策の方向	◆ 行政区からの要望等も踏まえ、全町的な道路整備計画に基づき、町内道路網の整備を計画的に推進します。
主な事業	◇ 町道改良事業

3-4-3 重要構造物の適切な維持・管理

施策の方向	◆ 橋梁やトンネル等の重要構造物について、予防的な修繕による長寿命化や計画的な更新に取り組むことにより、維持・管理経費の縮減を図るとともに安全性・信頼性を確保します。
主な事業	◇ 町道維持管理事業 ◇ 橋梁長寿命化事業 ◇ 基幹農道整備事業

3-4-4 地域住民との協働による維持・管理

施策の方向	◆ 集落内道路の維持・管理について、地域住民との協働により維持管理を推進するとともに、幹線道路における維持管理については、隣接土地所有者等の協力を得ながら進めます。
主な事業	◇ 町道維持管理事業

／ 関連計画 ／

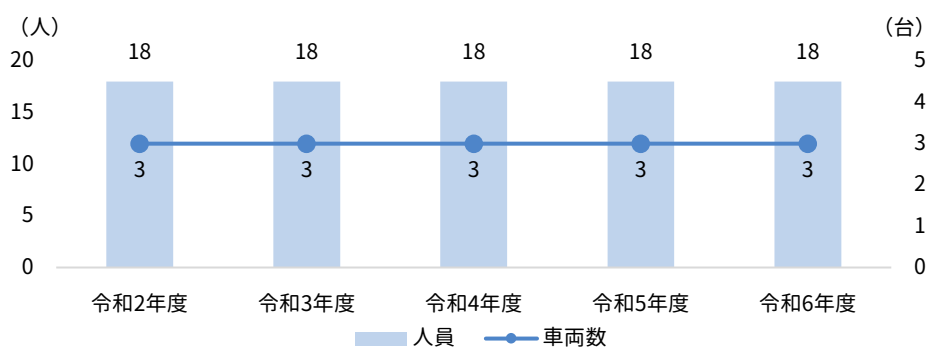
計画名	計画期間
橋梁長寿命化計画	令和9年度～令和13年度
トンネル長寿命化計画	令和7年度～令和11年度
道路整備計画	令和8年度～令和12年度

3-5 消防・防災

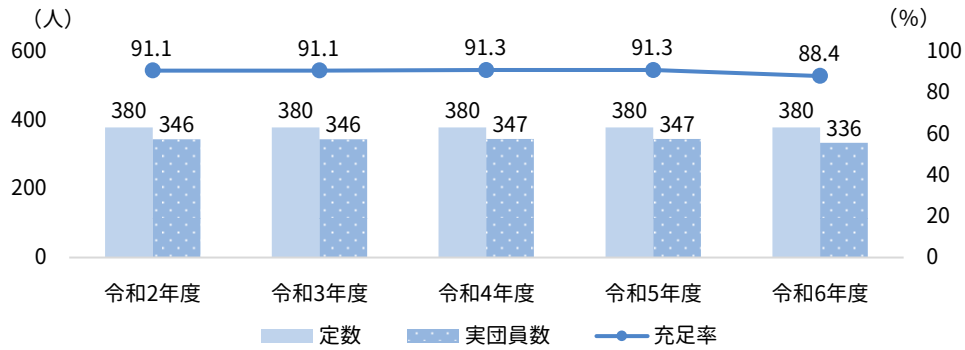
現状と課題

- 常備消防・救急体制は、本町の消防・防災施策の基盤となるもので、町内に夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部及び勝浦消防署大多喜分署が設置されています。今後の人口減少や高齢化社会の進展を踏まえ、常備消防・救急体制の維持及び適切な運用方法を検討していく必要があります。
- 核家族化や若年層の流出、個人の価値観の多様化が進む中で、地域において人と人がつながり、お互いに助け合いながら地域をより住みやすくしていこうとする地域社会の機能が低下していることから、地域の防災体制の要である消防団は、従来の地縁に基づく団員確保が難しくなっています。また、日中、活動できる消防団員の不足や幹部役員の後継者不足等が問題となっているため、消防団機能を維持しつつ、組織の在り方を検討していく必要があります。
- 大規模災害時等に重要な役割を果たす自主防災組織については、令和6年度末で26団体となり組織率は41%となりましたが、今後も設立の促進が求められます。
- 防災行政無線では屋外放送施設の設置に加え、戸別受信機を配備しています。引き続き移動系・固定系の防災行政無線の維持・管理をすることが必要です。
- 山間部を中心とした土砂災害への備えとしては、関連法令や大多喜町地域防災計画に基づいて、ソフト・ハード両面から対策に取り組む必要があります。

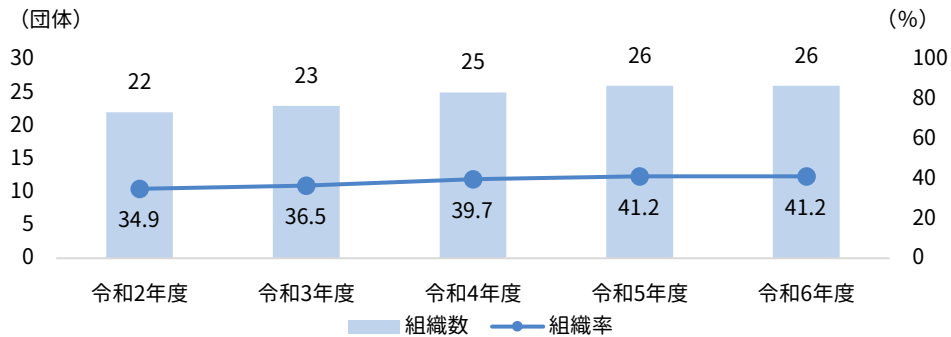
【常備消防の体制、大多喜分署の人員と車両数の推移】



【大多喜町消防団員数の推移】



【自主防災組織、組織数と組織率の推移】



基本方針



- 常備消防・救急体制の適切な維持・運営により、本町の消防・防災基盤の確立を推進します。
- 消防団機能の確保や充実に努めます。
- 自主防災組織の設立促進、防火・防災意識の高揚等により地域防災力の向上を図ります。
- 防災行政無線の維持・管理に努めます。
- 土砂災害危険箇所への対策を推進します。

施策の体系



- 1 常備消防・救急体制の適切な維持・運営
- 2 消防団機能の確保
- 3 地域防災力の向上
- 4 防災行政無線の維持・管理
- 5 土砂災害危険箇所対策の推進

施策の内容

3-5-1 常備消防・救急体制の適切な維持・運営

施策の方向	◆ 広域連携により整備が完了した常備消防・救急体制について、連携する自治体と協力のもと、適切に維持・運営します。
主な事業	◇ 常備消防負担事業

3-5-2 消防団機能の確保

施策の方向	◆ 消防団機能の確保のため、消防団活動について消防団員の意向を把握し、団員の負担軽減を図り、消防団組織の在り方を検討するとともに、消防施設及び消防機材の適切な維持・管理に努めます。
主な事業	◇ 消防機械器具整備事業

3-5-3 地域防災力の向上

施策の方向	<ul style="list-style-type: none">◆ 広大な面積を有する本町において、大規模災害発生時には公的支援（公助）が入るまでは相当な時間を要するため、「自助」、「共助」の考え方を浸透させるために町民の参加する防災訓練を継続して実施するとともに、自主防災組織の設立を引き続き推進し、地域防災力の向上を図ります。◆ 地域の実情に合った安全で身近な避難場所や備蓄品を整備するとともに適切な避難所運営に努めます。
主な事業	◇ 地域防災対策事業

3-5-4 防災行政無線の維持・管理

施策の方向	◆ 防災行政無線設備については、定期的なメンテナンスを行うなど適正な維持・管理に努め、システムの改修については、費用対効果に留意しながら計画的に取り組みます。
主な事業	◇ 防災無線維持管理費

3-5-5 土砂災害危険箇所対策の推進

施策の方向	◆ 「土砂災害危険箇所」として抽出された地域について、「土砂災害警戒区域」についての情報収集や情報伝達手段等の警戒避難体制の確立に努めます。
主な事業	◇ 地域防災対策事業

成果指標 /

指標名	現状値	目標値
消防団員定数充足率	88.4%	88.0%
自主防災組織の組織率	41.2% (26団体)	60.3% (38団体)
町内防災無線の戸別受信機 世帯設置割合	90.0%	95.0%

関連計画 /

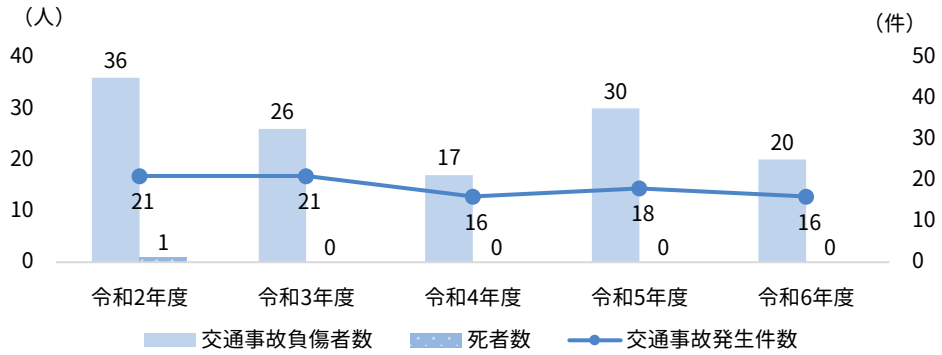
計画名	計画期間
大多喜町地域防災計画	—
大多喜町国土強靱化計画	令和8年度～令和12年度

3-6 交通安全・生活安全

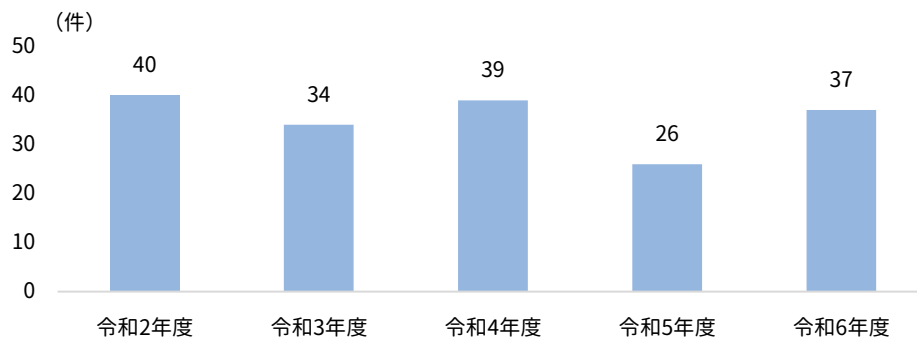
現状と課題

- 首都圏中央連絡自動車道の整備など、広域的交通網の利便性が向上したことなどにより、町内の国道等の幹線道路を中心に交通量が増加し、交通事故発生危険が増している状況を踏まえ、引き続き関係機関と連携した取組や、町道の安全対策施設の修繕・更新等を随時行うことにより、今後も継続して効果的な交通安全対策を講じていく必要があります。
- 高齢化の進行に伴い、高齢者が交通事故の被害者や加害者になるケースが増加していることから、高齢者への交通安全意識の啓発や運転免許証の返納を推奨することが必要です。
- 社会の多様化や地域のつながりの希薄化、犯罪の巧妙化等を背景として、人々が犯罪に巻き込まれやすい環境となっており、特に高齢者や若者を狙った詐欺事件が依然として多くなっています。
- 犯罪抑止力の向上を図るため、関係機関との連携のもと、防犯知識の普及や防犯意識の啓発、地域の防犯環境の見直し・整備等の取組を推進していくとともに、特殊詐欺については手口が巧妙化・悪質化していることから、被害抑制のため、継続した対策を講じることが必要です。
- 住民が安全で安心して暮らせる地域社会を築くためには、罪を犯した者が円滑に立ち直ることができるよう支援していくことが大切です。また、安全・安心なまちづくりのためにボランティアとして活動している保護司会や更生保護女性会など、更生保護に関わる人や団体の活動を支援することや、既存の福祉の支援や地域での活動が連携することは、再犯防止につながることを期待されます。
- 防犯灯の新設については、維持管理の負担がすべて町であるため、設置要望に対する費用対効果の精査が重要であり、大多喜町通学路安全対策協議会からの意見聴取、現地調査等を踏まえ効果的な設置が必要です。
- 商品・サービスの多様化・複雑化や事業者と消費者の情報格差の拡大、電子商取引の普及等を背景として、偽装・不正表示や悪徳商法、クレジットカードの不正使用など、様々な手口により被害に遭う消費者が増加しています。
- 消費生活に関するトラブルを未然に回避するためには、消費者は多様な知識を身に付けておくことが必要であり、自治体には関係機関と連携を図りながら消費者教育や情報提供を実施していくことが求められています。
- 町民が消費トラブルに巻き込まれた際には、問題解決に向け専門的な支援が必要となることから、相談体制の充実が求められます。

【大多喜町交通事故発生件数の推移】



【大多喜町犯罪発生件数の推移】

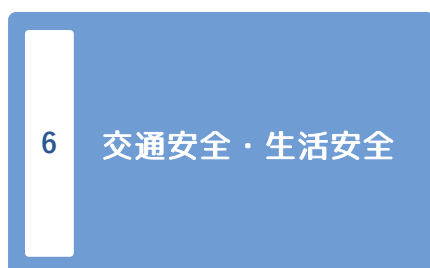


基本方針



- 関係機関との連携のもと、啓発活動や施設整備等を推進し、交通事故や犯罪が起きにくい安全・安心なまちをつくります。
- 町民が安心して消費生活を送れるよう、消費者教育の推進や消費者意識の高揚を図るとともに、相談体制の充実に努めます。

施策の体系



- 1 交通安全意識の啓発
- 2 交通安全施設の整備
- 3 防犯対策の推進
- 4 消費者教育・啓発の推進
- 5 消費者相談体制の充実

施策の内容

3-6-1 交通安全意識の啓発

施策の方向	◆ 警察や交通安全協会等の関係機関とともに、交通安全教室や街頭キャンペーンなどの各種行事を実施します。また、高齢者の交通安全意識の啓発及び運転免許証の返納の推奨を継続して実施します。
主な事業	◇ 交通安全対策事務費

3-6-2 交通安全施設の整備

施策の方向	◆ 町道の交通事故多発地点や危険箇所を特定し、住民からの要望も踏まえて、区画線や反射板、ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の計画的な整備に努めます。
主な事業	◇ 交通安全対策事業

3-6-3 防犯対策の推進

施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 犯罪の巧妙化等を背景として、人々が犯罪に巻き込まれやすい環境となっていることから、犯罪抑止力の向上を図るため、関係機関との連携のもと、防犯知識の普及や防犯意識の啓発、地域の防犯環境の見直し・整備等を推進します。 ◆ 保護司会、更生保護女性会の活動を支援することで、犯罪や非行をした人等の再犯・再非行の防止と円滑な社会復帰を促進します。また“社会を明るくする運動”等の広報啓発活動を通じて、犯罪や非行をした人の立ち直りについて、地域社会の理解促進に取り組みます。 ◆ 各地区から寄せられる防犯灯新規設置要望に対し、現地確認をするとともに通学路については、大多喜町通学路安全対策協議会に諮り、また費用対効果を考慮し、適正配置に努めます。
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 防犯対策事業

3-6-4 消費者教育・啓発の推進

施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 消費をめぐる環境変化に対応した、広報紙やポスター・パンフレット等を活用し、町民の消費者問題に対する意識の啓発に努めます。
--------------	--

3-6-5 消費者相談体制の充実

施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 様々なトラブルの相談に適切かつ迅速に対応できるよう、引き続き関係機関との連携を図り、相談体制の充実に努めます。
--------------	---

成果指標 /

指標名	現状値	目標値
交通事故発生件数	16件	10件
犯罪発生件数	37件	25件
特殊詐欺電話対応電話機補助件数	21件	35件